

松山市中之川地下駐車場等の指定管理者候補者について、次のとおり選定いたしました。

指定管理者候補者	アマノマネジメントサービス株式会社
----------	-------------------

1 対象施設

	施設名称	所在地
1	松山市中之川地下駐車場	松山市湊町三丁目地先 中之川通線地下
2	松山市上野町駐車場	松山市上野町甲819番地5
3	松山市小坂駐車場	松山市小坂五丁目地先 国道33号高架下
4	松山市永木町駐車場	松山市永木町一丁目地先 国道11号高架下
5	松山市中村駐車場	松山市中村一丁目地先 国道11号高架下
6	松山市保免駐車場	松山市保免上一丁目地先 国道56号高架下
7	松山市朝美駐車場	松山市朝美二丁目地先 国道196号高架下
8	松山市美沢駐車場	松山市美沢一丁目地先 国道196号高架下

2 選定審議会委員（5名）

職名等	氏名
松山市都市整備部 まちづくりデザイン推進官	石井 朋紀
愛媛大学 社会共創学部 環境デザイン学科 講師	片岡 由香
松山市都市整備部 部長	高松 和昌
税理士法人新玉税理士事務所	武田 涼子
松山大学 経営学部 経営学科 教授	東渕 則之

※五十音順

3 指定管理者候補者選定の経過

項目	月日
募集等の公告	令和元年 7月17日（水）
質問の受付	令和元年 7月29日（月）～ 8月19日（月）
募集要項等の配布	令和元年 7月17日（水）～ 8月22日（木）
説明会・現地見学会	令和元年 8月 6日（火）
指定管理者申請受付	令和元年 7月29日（月）～ 8月30日（金）
選定審議会	令和元年 10月 8日（火）

#### 4 申請団体一覧

受付番号	団体の名称
1	株式会社アート不動産
2	アマノマネジメントサービス株式会社

※申請受付順

#### 5 審査、選定の経過

##### ○選定審議会（令和元年10月8日(火)）

- ・ 審議会開催にあたり、会長の選出を行いました。
- ・ 申込み団体の出席を求め、提案内容に関する説明及び質疑応答による面接審査を実施した後、総合的な評価を行いました。

##### ○松山市としての指定管理者候補者の決定

松山市では、選定審議会における選定の方法及び評価の内容が適切であると認め、選定審議会の選定結果を尊重した上で、総合的に判断した結果、アマノマネジメントサービス株式会社を指定管理者候補者に決定することとしました。

順位	団体の名称	評価点（合計）
1	アマノマネジメントサービス株式会社	718.5点
2	株式会社アート不動産	※

※申込者が2社の場合、候補者に選定されなかった申込者の得点は公表していません。

<評価項目及び配点>

区分	条例規定※	主な内容	配点
Point 1 平等な利用の確保等	第1号関係	(1)市民の平等な利用が確保されているか。 (2)市の施策を理解した上で、公共駐車場としての役割を把握しているか。	10点
Point 2 管理経費の縮減	第3号関係 第4号関係	(1)現状の課題を十分に把握・分析し、経費縮減へ向けての実現可能な具体策が示されているか。 (2)配置人員数・内訳、勤務体制（平常時・緊急時別）等は適正か。 (3)配置人員の採用方針、指導育成に対する考え方はどうか。 (4)配置人員の給与その他の勤務条件は適正か。	30点
Point 3 利用促進及び市への納付額の確保 (収益性の向上)	第2号関係	(1)現状水準を向上させることとなっているか。 (2)現状の課題を十分に把握・分析し、改善へ向けての実現可能な目標や具体策が示されているか。 (3)市への納付金と納付率が下限額及び下限率以上となっているか。	50点
Point 4 サービスの維持・向上	第2号関係	(1)現状水準を向上させることとなっているか。 (2)現状の課題を十分に把握・分析し、改善へ向けての実現可能な目標や具体策が示されているか。 (3)事故等緊急時に迅速かつ的確に対応するため、十分な体制が確保されているか。 (4)適正な管理をするための具体策が検討されているか。 (5)管理する施設の設置目的に合致し、利用者へのサービス維持・向上につながる自主事業の提案はあるか。 (具体例) 利用者ニーズの把握・クレーム対応、機器の故障や事故等緊急時対応、防犯対策、衛生管理、安全管理等	60点
Point 5 経営規模及び能力	第3号関係	(1)指定期間内に安定的に事業を継続できる財務体質を有しているか。(見込みを含む。) (2)業務遂行上で必要となる専門性等を有しているか。	30点
Point 6 公共性・公益性	第5号関係	(1)公益性に富み、市政への参加、地域社会への貢献がなされているか。(見込みを含む。具体例：市と災害協定を締結しているなど。) (2)環境保護、障がい者の雇用及び子育て支援等の福祉政策に特筆すべき取り組みがなされているか。 (3)管理業務の一部を委託する際に、委託先を市内事業者とする配慮がなされているか。 (4)市内に住所を有する者を雇用するよう配慮されているか。	20点

※松山市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例 第4条関係

(選定方法及び選定基準)

第4条 市長は、申込期間内に前条の申込みをした団体(以下「申込者」という。)があったときは、申込資格を有する申込者のうちから、次の選定の基準に照らし、施設の管理を行うことについて最も適当と認める団体を、指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 前条第2号の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 前条第2号の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 前条第3号の収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準